

治療終了6か月後の禁煙率 75% !

(令和2年度利用者アンケートより)

共済時報No.575（令和4年5月13日発行）
横浜市職員共済組合 医療福祉課福祉事業係
電話671-3400 FAX641-0915
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

禁煙外来治療費助成事業 令和4年度以降も実施します！

健康保険適用の禁煙外来治療の自己負担分（通常 13,000～19,000円）を

「全額」助成します！！

実質「無料」で禁煙にチャレンジするチャンスです！途中で治療を断念したとしても、それまでの治療は対象となります。ご自身や大切な人の健康のために、軽い気持ちで「とりあえず」禁煙を始めてみませんか？

1 対象者

組合員（被扶養者及び任意継続組合員を除く）



2 助成金額

保険適用禁煙外来治療にかかる自己負担分の全額

3 必要書類

- (1) 医療機関の「領収書」及び「診療明細書」の写し（各受診回数分）
- (2) 薬局の「領収書」及び「調剤明細書」の写し（各受診回数分）
- (3) 禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書（様式1）

※YCAN の共済組合のページ又は、共済組合 WEB サイト（<http://yokohama-kyosai.or.jp>）「申請書類一覧」に掲載しています。

4 申請方法

治療終了後3か月以内に、上記必要書類を共済組合に送付してください。

※申請書を提出するときは、職員共済組合（671-3400）に必ず電話で発送の連絡をしてください。

5 その他

助成金を受けることができるのは組合員期間中一人1回のみですので、令和2年度及び3年度に利用された方は、対象外です。